

### 国及び地方公共団体が分担すべき役割の明確化

地方自治法において、地方公共団体の役割と国の配慮に関する規定を設けることにより、国及び地方公共団体が分担すべき役割を明確にする。

#### <地方自治法第1条の2>

○地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担う。

○国は、次の事務その他の国が本来果たすべき役割を重点的に担う。

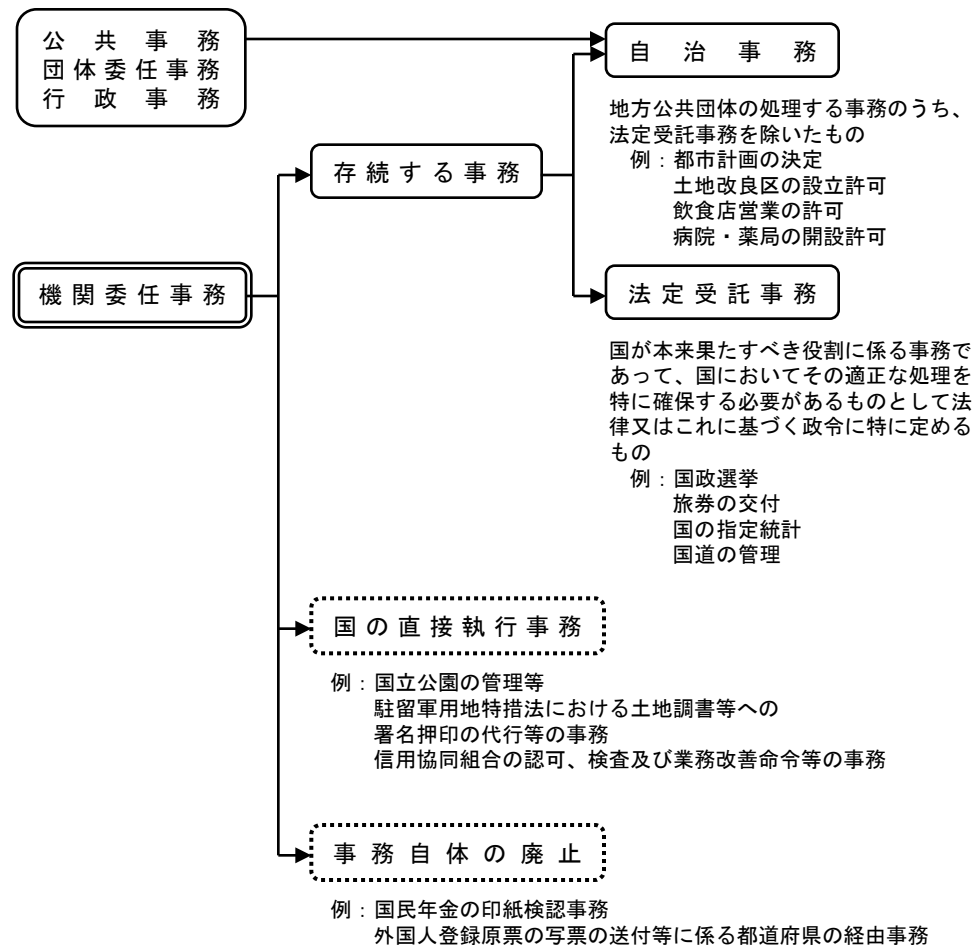
- ① 国際社会における国家としての存立にかかわる事務
- ② 全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務
- ③ 全国的な規模で若しくは全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施

○住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本として国と地方公共団体との間で適切に役割分担。

○国は、地方公共団体に関する制度・施策について、地方公共団体の自主性・自立性を十分発揮されるようにしなければならない。

### 機関委任事務制度の廃止及びそれに伴う事務区分の再構成

#### <地方公共団体の事務の新たな考え方>



# 自治事務と法定受託事務

地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担う。

## 自治事務

- 地方公共団体の処理する事務のうち、法定受託事務を除いたもの。

- 法律・政令により事務処理が義務付けられるもの、

＜主な例＞ 介護保険サービス、国民健康保険の給付、児童福祉・老人福祉・障害者福祉サービス

法律・政令に基づかずに任意で行うもの、

＜主な例＞ 各種助成金等（乳幼児医療費補助等）の交付、公共施設（文化ホール、生涯学習センター、スポーツセンター等）の管理

いずれもある。

- 原則として、国の関与は是正の要求まで。

### 関与の基本類型

- 助言・勧告（法 § 245の4）  
（是正の勧告（法 § 245の6））
- 資料の提出の要求（法 § 245の4）
- 協議
- 是正の要求（法 § 245の5）

### ※その他個別法に基づく関与

- 同意、許可・認可・承認、指示  
一定の場合に限定
- 代執行、その他の関与  
できる限り設けない

## 法定受託事務

- 国が本来果たすべき役割に係る事務であって、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの。

- 必ず法律・政令により事務処理が義務付けられる。

＜主な例＞ 国政選挙、旅券の交付、国の指定統計、国道の管理、戸籍事務、生活保護

- 是正の指示、代執行等、国の強い関与が認められている。

### 関与の基本類型

- 助言・勧告（法 § 245の4）
- 資料の提出の要求（法 § 245の4）
- 協議・同意、許可・認可・承認
- 指示（是正の指示（法 § 245の7））
- 代執行（法 § 245の8）

### ※その他個別法に基づく関与

できる限り設けない

## 分権一括法における国の関与等の見直し

国の関与等のあり方全体を抜本的に見直し、地方自治法において、その原則、基準、手続等について新たなルールを創設。

- (1) 機関委任事務制度の下での包括的指揮監督権の廃止（旧第150条、第151条の削除）。
- (2) 法定主義の明文化（第245条の2）  
…関与は法律又はこれに基づく政令の根拠を要する。
- (3) 基本原則の明文化（第245条の3）  
…関与は必要最小限のものとし、地方公共団体の自主性・自立性に配慮したものでなければならない。
- (4) 事務区分に応じた関与の基本類型を提示し、基本類型以外の関与を設けることを制限（第245条の3）。  
個別法に基づく関与を基本類型にできる限り集約することとし、整理縮小。
- (5) 手続ルールの創設（第246条～第250条の6）  
…書面主義、許認可の審査基準の設定、標準処理期間の設定等。
- (6) 係争処理手続の創設（第250条の7～第252条）。

旧 制 度	<p>○<b>団体事務</b> (公共事務・団体委任事務・行政事務)</p> <p>・助言・勧告 (第245条) ・資料の提出の要求(第245条) ・是正措置要求(第246条の2)</p> <p>※その他個別法に基づく関与</p>	<p>○<b>機関委任事務</b></p> <div style="border: 2px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>・ <b>包括的な指揮監督権</b> (第150条、第151条) 認可権・訓令権・監視権・取消停止権 等 手段方法について法令の規定不要</p> </div> <p>・助言・勧告 (第245条) ・資料の提出の要求 (第245条) ・是正措置要求 (第246条の2) ・職務執行命令 (代執行：第151条の2)</p> <p>※その他個別法に基づく関与</p>
	<p>地方分権一括法による事務区分の見直し</p>	

現 行 制 度	<p>○<b>自治事務</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>— 関与の基本類型 —</p> <p>・助言・勧告 (第245条の4) (是正の勧告 (第245条の6)) ・資料の提出の要求(第245条の4) ・協議 ・是正の要求 (第245条の5)</p> </div> <p>※その他個別法に基づく関与</p> <p>・同意、許可・認可・承認、指示 一定の場合に限定</p> <p>・代執行、その他の関与 できる限り設けない</p>	<p>○<b>法定受託事務</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>— 関与の基本類型 —</p> <p>・助言・勧告 (第245条の4) ・資料の提出の要求(第245条の4) ・協議 ・同意 ・許可・認可・承認 ・指示(是正の指示(第245条の7)) ・代執行 (第245条の8)</p> </div> <p>※その他個別法に基づく関与 できる限り設けない</p>
	<p>(注) _____ は、地方自治法に一般的な根拠規定が置かれている関与</p>	